

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 13 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1700108号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1700022号

## 第1 結論

平成5年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年4月から平成6年3月まで

私は、学生も国民年金に強制加入するようになった平成3年4月から大学を卒業する平成7年3月までの期間は国民年金に加入していたが、生活に窮していたこともあり、申請免除の手続を毎年行っていた。この在学中の国民年金加入期間のうち、請求期間のみが国民年金保険料の申請免除期間となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録により、請求期間前後の平成3年度、平成4年度及び平成6年度の国民年金保険料の申請免除期間については、いずれの年度も5月に申請手続が行われていることが確認できる。

また、請求者は請求期間以外に未納はなく、請求期間に係る免除申請を行えなかったとする特段の事情の変化もうかがえないことから、請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

さらに、請求者及び請求者の母親に請求期間前後における生活状況について聴取したところ、請求期間とその前後の期間において大きな変化は認められないことから、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700062号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700020号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和51年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年\*月から昭和51年12月まで

私は、第3回特例納付期間に、A市役所で過去の未納分の国民年金保険料を分割して納付できることを聞いたので、金融機関の窓口で、納付書と金融機関の窓口にあった用紙を使用して、昭和54年3月から特例納付期間の終了までの間は毎月1万円を超える額を納付し、最後に金額は覚えていないが、残りの国民年金保険料をまとめて納付した。

第3回特例納付期間が終了した後の昭和55年7月頃に、A市役所から請求期間に係る国民年金保険料の領収書が郵送されてきたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、請求期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で、第3回特例納付期間中の昭和54年3月から同期間の終了までの間に、毎月1万円を超える額を納付し、最後に残りの保険料を納付したと主張しているところ、請求者に係る国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年2月22日に払い出されたことが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたと推認され、このことからすると、請求期間は国民年金保険料を特例納付することが可能な期間である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付し、第3回特例納付期間が終了した後の昭和55年7月頃に、当該期間に係る保険料の領収証書がA市役所から郵送されてきたとしているところ、同市役所によると、制度上、市役所では納付できない特例納付保険料について、領収証書を郵送することは考えにくい旨回答している上、請求者は、金融機関の窓口では一度も領収証書を受け取っていないと陳述している。

また、請求者は、昭和54年3月から第3回特例納付期間が終了した昭和55年6月までの16か月間にわたり、毎月、金融機関で納付したとしているが、特定の者に対して保険料納付に関

する事務処理を行政機関等が続けて誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1700152号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1700021号

## 第1 結論

昭和58年4月から昭和63年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和63年10月まで

私は、請求期間前からA市に居住していたが、住民票は同市に登録しておらず、大学を卒業した後の昭和58年4月に住民票を同市に移し、B社で働き始めたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、A市役所の本庁舎で住民票の異動手続と同時に国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、納付が遅れることが度々あったが、A市役所の本庁舎や金融機関で督促状の期限内には納めていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の主張のとおり、請求者がA市に住民票を移した昭和58年4月頃に、請求者の国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に係る国民年金番号を確認することはできない。

また、オンライン記録によれば、請求者に係る厚生年金保険の記号番号が平成9年1月1日に基礎年金番号として付番されており、当該基礎年金番号に基づき、国民年金の資格取得年月日を昭和58年4月1日とする追加処理が平成14年1月17日に行われていることから、請求者は、その時点まで国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付できない上、上記追加処理時点においても、請求期間に係る保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。